

## 埼玉県未成年後見人報酬支援事業補助金交付要綱

### (趣 旨)

- 第1条 県は、未成年後見人支援事業の円滑な運営を図るため、未成年後見人が行う未成年後見事務に係る報酬額の全部又は一部について、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定 義)

- 第2条 この要綱において「報酬支援事業」とは、国が定める「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」中、「未成年後見人支援事業」の項（以下、「国要綱」という。）において報酬補助事業の対象として定める未成年後見人に対して、県が報酬額の全部又は一部を補助金として交付する事業をいう。

### (補助対象者及び金額等)

- 第3条 補助金の交付対象者、対象経費及び補助額は、次のとおりとする。
- 対象者 県が報酬支援事業の対象として決定した児童の未成年後見人
- 対象経費 上記対象者が未成年後見人として従事した報酬として、家庭裁判所が審判で認めた額
- 補助額 上記家庭裁判所が審判で認めた額と国要綱が定める額のうち、いずれか低い金額
- 2 前項の未成年後見人に係る報酬付与の審判は、原則として毎年同じ時期に申し立てなければならない。

### (申請及び予算年度)

- 第4条 補助金の交付申請は、家庭裁判所において報酬付与の審判がなされた日から2か月以内に、前条第1項の未成年後見人が、所轄の児童相談所長あてに、次条及び第6条に定める申請書類を提出することにより行わなければならない。ただし、2月1日以降の審判にあっては、当該年度末までに申請を行うものとする。
- 2 補助金の予算年度は、前項の審判がなされた日の属する年度とする。

### (申請書の様式等)

- 第5条 報酬支援事業における規則第4条第1項の申請は、様式第1号の補助申請書兼実績報告書により行うものとする。

### (申請書の記載事項等)

- 第6条 規則第4条第1項第3号に規定する事項は、記載することを要しない。

- 2 規則第4条第1項第4号に規定する事項は、家庭裁判所による報酬付与の審判書によるものとする。
- 3 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は、これを要しない。
- 4 規則第4条第2項第5号に規定する知事が定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。
  - (1) 未成年後見人であることを証明する書類の写し
  - (2) 補助対象期間における被後見人の資産状況届（様式第2号）
  - (3) 家庭裁判所の報酬付与審判書の写し
  - (4) 家庭裁判所に提出した「後見事務報告書」の写し
  - (5) その他知事が必要と認めるもの
- 5 第4条第1項の規定により交付申請を受けた児童相談所長は、申請書類一式に様式第3号の児童相談所長意見書を添付して、すみやかに知事あて進達するものとする。

（交付決定通知書の様式）

- 第7条 規則第7条の規定による補助金の交付決定の通知は、様式第4号－1の補助決定通知書兼確定通知書により行うものとする。
- 2 知事が、補助金の交付申請を却下したときは、様式第4号－2の補助却下通知書により申請人あて通知するものとする。

（交付の方法）

- 第8条 補助金は、精算払いとする。

（状況報告）

- 第9条 未成年後見人は、知事の要求があったときは、補助事業等の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

（書類の整備等）

- 第10条 未成年後見人は、この補助金に係る被後見人の財産の収入及び支出等を明らかにした記録を備え、保管しておかななければならない。
- 2 前項の記録は、当該補助金の交付に係る年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、同日以降の報酬付与の審判に対応する申請分から適用する。
- 2 令和4年度の申請分に限り、本則第4条第1項本文の「家庭裁判所において報酬付与の審判がなされた日から2か月以内」は、「別途こども安全課長が指定する日まで」と読み替える。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年10月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

(様式第1号)

埼玉県未成年後見人報酬支援事業 補助申請書兼実績報告書

令和 年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

未成年後見人氏名

この度、家庭裁判所の審判により、下記被後見人の未成年後見人に選任されました。

つきましては、埼玉県未成年後見人支援事業補助金交付要綱で定める要件を満たすため、埼玉県未成年後見人報酬支援事業による補助を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 未成年後見人及び被後見人の状況

未成年後見人氏名		
未成年後見人住所		
被後見人の状況	氏名	
	生年月日	
	住所	
	現在の状況	
	後見開始日	
	後見を必要とする理由	
	後見内容	

2 報酬付与の状況

報酬付与審判で決定された報酬額	円
報酬付与審判で決定された報酬付与期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

### 3 振込先

振込口座	金融機関名	
	本店・支店名	
	口座の種類及び番号	
	ふりがな 口座名義	

※報酬補助の振込口座は、未成年後見人本人（法人の場合は、法人の代表者）の名義の口座としてください。

### 4 添付書類

- (1) 未成年後見人であることを証明する書類（写し可）
- (2) 被後見人資産状況届出書（様式第2号）
- (3) 未成年後見人に対する報酬額が分かる書類（写し可）
- (4) 家庭裁判所に提出した「後見事務報告書」の写し

(様式第2号)

埼玉県未成年後見人報酬支援事業 被後見人資産状況届出書

令和 年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

届出者氏名

埼玉県未成年後見人報酬支援事業の補助申請を行うため、次のとおり被後見人の資産状況を届け出ます。

被後見人の資産の状況 (令和 年 月 日現在)

被後見人氏名		
被後見人住所		
被後見人の 資産内訳	現金	円
	預貯金	円
	有価証券	円
	不動産	円
	その他資産	円
資産の合計		円

※預金通帳、有価証券の写し等、資産状況を確認できる書類(写しで可)を添付すること。

※報告内容に虚偽又は重大な錯誤があった場合は、補助決定を取り消した上、交付した金額の返還を求める場合があります。

(様式第3号)

埼玉県未成年後見人報酬支援事業 児童相談所長意見書

令和 年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

\_\_\_\_\_  
児童相談所長

標記については、次のとおりです。

後見人の 状況	氏名	
	生年月日	
	住所	
	職業	
被後見人の 状況	氏名	
	生年月日	
	住所	
	現在の状況	
	後見開始日	
児童相談所長の 意見		

(様式第4号-1)

埼玉県未成年後見人報酬支援事業 補助決定通知書兼確定通知書

令和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付けで申請がありました埼玉県未成年後見人報酬支援事業の補助申請について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

- 1 報酬補助金額
- 2 補助対象期間



(様式第4号-2)

埼玉県未成年後見人報酬支援事業 補助却下通知書

令和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付けで申請がありました埼玉県未成年後見人報酬支援事業の補助申請について、下記のとおり却下しましたので、通知します。

却下理由